

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（2019年3月1日号）

【今号の内容】

- パートタイム・有期雇用労働法の改正について
- 「働き方改革支援ハンドブック（2019年2月改訂版）」について
- 女性の健康週間イベントが開催されます
- ゴールデンウィークにおける年次有給休暇の取得促進について

---

パートタイム・有期雇用労働法の改正について

---

パートタイム・有期雇用労働法（正式名称：「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）は、同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と短時間労働者・有期雇用労働者の間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても、待遇に納得して働き続けることができるようにすることで、多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようにするものです。

大企業では2020年4月1日から、中小企業では2021年4月1日から施行となります。

厚生労働省では、働き方改革関連法に関する各種情報をホームページで掲載しているほか、栃木労働局では、働き方改革推進に向けた各種支援及び相談窓口の設置を行っていますので、ぜひ御活用ください。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

- ・厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/AA10K-0000144972.html#tejunsho>

- ・栃木労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/>

- ・栃木労働局ホームページ（相談窓口）

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/hatarakikatamad>

[oguti.pdf](#)

---

「働き方改革支援ハンドブック（2019年2月改訂版）」について

---

働き方改革関連法が本年4月より順次本格的に施行されること等を踏まえ、中小企業等の皆様に働き方改革を一層推進いただけるよう、「働き方改革支援ハンドブック」の内容が充実・更新されました。

また、厚生労働省ホームページでは、働き方改革取組事例や労務管理に関するQ&Aなど、各種支援制度を掲載しているほか、働き方・休み方改善ポータルサイトには現状を確認する自己診断ツールがあります。

法律の施行に向けた準備として、ぜひ御活用ください。

詳細はこちら(↓)を御覧ください。

- ・厚生労働省「働き方改革支援ハンドブック（2019年2月改訂版）」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000480602.pdf>
- ・厚生労働省ホームページ  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

---

女性の健康週間イベントが開催されます

---

毎年3月1日～8日は「女性の健康週間」です。  
本週間において、女性活躍の基盤となる「女性の健康」について、様々な立場からの意見を聴くことで、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図ることを目的に、下記イベントが厚生労働省主催で開催されます。

- 1 名称  
「健やか女性活躍フォーラム - Begin toward - 」
- 2 日時  
平成 31 (2019) 年 3 月 3 日 (日)  
14 : 00 ~ 16 : 00 (13 : 30 開場)
- 3 会場  
東京大学 鉄門記念講堂  
(東京都文京区本郷 7-3-1 大学医学部教育研究棟 14 階)
- 4 内容  
基調講演、パネルディスカッション
- 5 参加費用 (定員)  
無料 (約 300 名)
- 6 申込方法  
当日直接お越しいただくか、下記 URL から事前申し込み可能  
<https://eventregist.com/e/begin-toward>

詳細はこちら (↓) を御覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/woman/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/woman/index.html)

---

ゴールデンウィークにおける年次有給休暇の取得促進  
について

---

労働基準法が改正され、平成 31(2019)年 4 月より、  
使用者は法定の年次有給休暇日数が 10 日以上の全ての  
労働者に対し、毎年 5 日間、年次有給休暇を確実に  
取得させることが必要となります。

なお、この時季指定を行わなければならない 5 日間  
について、計画的付与制度をはじめ、労働者が取得し  
た年次有給休暇の日数分は時季指定の必要がなくなり  
ます。年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討し  
ましょう。

詳細はこちら (↓) を御覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/150609-01.html>

**【配信停止】**

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、  
お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡くださ  
い。

その際には、件名に「いい仕事いい家庭つぎつぎと  
ちぎ通信」配信停止と御記載ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課

rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225